

議案第 1 1 2 号

湯梨浜町公共下水道条例等の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町公共下水道条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町公共下水道条例等の一部を改正する条例

(湯梨浜町公共下水道条例の一部改正)

第1条 湯梨浜町公共下水道条例（平成16年湯梨浜町条例第170号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後                       |                            |               | 改正前                       |                            |               |
|---------------------------|----------------------------|---------------|---------------------------|----------------------------|---------------|
| 別表第1（第16条関係）              |                            |               | 別表第1（第16条関係）              |                            |               |
| 使用料区分                     | 排除汚水量                      | 使用料           | 使用料区分                     | 排除汚水量                      | 使用料           |
| 基本使用料<br>（温泉排水、公衆浴場汚水を除く） | 10立方メートルまで                 | <u>1,750円</u> | 基本使用料<br>（温泉排水、公衆浴場汚水を除く） | 10立方メートルまで                 | <u>1,523円</u> |
| 超過使用料                     | 10立方メートルを超えるもの（1立方メートルにつき） | <u>195円</u>   | 超過使用料                     | 10立方メートルを超えるもの（1立方メートルにつき） | <u>170円</u>   |
| 公衆浴場汚水                    | 1立方メートルにつき                 | <u>69円</u>    | 公衆浴場汚水                    | 1立方メートルにつき                 | <u>60円</u>    |
| 温泉排水                      | 1立方メートルにつき                 | <u>195円</u>   | 温泉排水                      | 1立方メートルにつき                 | <u>170円</u>   |
| 備考 略                      |                            |               | 備考 略                      |                            |               |

(湯梨浜町農業集落排水処理施設等の管理に関する条例の一部改正)

第2条 湯梨浜町農業集落排水処理施設等の管理に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第173号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後        |       |                            |                | 改正前        |       |                            |                |
|------------|-------|----------------------------|----------------|------------|-------|----------------------------|----------------|
| 別表（第15条関係） |       |                            |                | 別表（第15条関係） |       |                            |                |
| 処理施設       | 使用料区分 | 排除汚水量                      | 使用料            | 処理施設       | 使用料区分 | 排除汚水量                      | 使用料            |
| 全施設共通      | 基本使用料 | 10立方メートルまで                 | <u>1,750</u> 円 | 全施設共通      | 基本使用料 | 10立方メートルまで                 | <u>1,523</u> 円 |
|            | 超過使用料 | 10立方メートルを超えるもの（1立方メートルにつき） | <u>195</u> 円   |            | 超過使用料 | 10立方メートルを超えるもの（1立方メートルにつき） | <u>170</u> 円   |

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### （経過措置）

- 2 施行日前から継続して公共下水道又は農業集落排水処理施設等を使用している者に係る使用料であって、施行日から令和9年4月30日までの間に使用料の額が確定するものについては、この条例による改正後の湯梨浜町公共下水道条例第16条及び改正後の湯梨浜町農業集落排水処理施設等の管理に関する条例第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。